

住民記録システム標準仕様書【第5.0版】等の改正概要

1. 改正の概要

(1) 氏名の振り仮名法制化に係る追加・修正

- 日本人の氏名の振り仮名が住民票や戸籍附票の記載事項となることに伴い、振り仮名が記載されていることを管理するフラグや、エラー・アラートの機能を追加・修正した。【住・戸】
- 住民票の写し、転出証明書、戸籍の附票の写し等において、氏名の振り仮名欄を追加した。【住・戸】
- 日本人の氏名の振り仮名についての表記を「フリガナ」から「振り仮名」に修正した。【共通】

(3) 要領の改定等に伴う記載の修正

- 住基ネットの改修予定を踏まえ、住基ネットとの連携における行政事務標準文字に係る文字情報の連携方法等について、記載を修正した。【住・戸】
- 住民基本台帳事務処理要領の改定を踏まえ、「加害者」の表記を「支援措置対象者の相手方」に修正した。【共通】

(2) 指定都市要件の再検討に伴う機能の追加

- 指定都市について、手数料の有無にかかる項目を管理する機能を標準オプション機能として追加した。【住・印】
- 指定都市について、市長名等を印字する場合に都道府県名を省略する機能を標準オプション機能として追加した。【共通】

(4) その他修正等

- 外国人住民に係る不詳日入力一覧の追加をした。【住・印】
- 宛名番号・世帯番号に係る検査付番の記載を修正した。【住】
- 諸元表・レイアウトの平仄合わせ等、記載を修正した。【共通】

共通：3仕様書（住民記録システム・印鑑登録システム・戸籍附票システム）／住：（住民記録システム）／印：（印鑑登録システム）／戸：（戸籍附票システム）

2. 改正内容に係る適合基準日

住民記録システム標準仕様書【第5.0版】、印鑑登録システム標準仕様書【第3.2版】及び戸籍附票システム標準仕様書【第3.0版】における実装必須機能に係る改定内容の適合基準日は、令和8年4月1日とする。